

## 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会ホームページバナー広告募集要領

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会では、ホームページ掲載のバナー広告を募集します。

URL <https://www.sagamiharashishakyo.or.jp/>

- 1 掲載位置      トップページ下段  
    ※バナーは、トップページ中段右側へもページを出入りするたびにランダムに掲載されます。
- 2 募集件数      10 枠
- 3 掲載内容      保健・福祉・医療・教育等の広告又は社会貢献活動を行っている企業等の広告で、本会ホームページの公共性と品位を損なうことなく、また、第三者に不利益を与えるおそれのないものとし、あらかじめ本会の承認を得た広告
- 4 トップページアクセス件数      月間平均 約 6,300 件
- 5 広告掲載料  
    12 か月      1 枠当たり      40,000 円（税込）  
    なお、本会法人賛助会員として、会費を納入されている場合、その会費額分が上記の金額から割引されます(40,000 円以上の会費納入の場合、掲載料は、無料になります。)。  
  
    ※法人賛助会員とは・・・  
    市社会福祉協議会の「地域で困りごとを相談、解決できる仕組みづくり」「制度の狭間にある方への支援」等の事業に対し、企業・団体の皆様に御賛同いただき、会費(年額、一口につき 10,000 円)を納めていただくものです。
- 6 広告の掲載期間      12 か月
- 7 広告の規格
  - (1) サイズ      縦 60 ピクセル 横 120 ピクセル
  - (2) 形式      GIF(アニメ不可)、JPEG、PNG
  - (3) その他      アニメーション、ロールオーバー他画像が変化するのは、不可となります。
- 8 掲載できない広告の内容
  - (1) 本会ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
  - (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの

- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 以上に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

## 9 広告掲載の条件及び申込み

別紙相模原市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載申込書に必要事項を記載の上、掲載しようとする広告案の原稿及び法人住民税の納税証明書(新規申込みのみ)を添えて、申し込むものとする。

(1) 市区町村民税の納税証明書（納期限が経過しているもの）

- ・ 申込者が法人の場合、本社所在地の法人住民税納税証明書
- ・ 所在地が東京 23 区内の場合は、都税事務所の発行する法人住民税納税証明書
- ・ 申込者が自営業者又は個人の場合は、代表者の個人住民税納税証明書

(2) 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

## 10 掲載の受付先

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 総務課 企画財政係

〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見 6-1-20

電話：042-730-3888 FAX：042-759-4382

E-mail: [soumu@sagamiharashishakyo.or.jp](mailto:soumu@sagamiharashishakyo.or.jp)

※申込みに関する手続等の説明は、受付の際に御説明いたします。